

由利本荘市

子育てファミリー支援事業

由利本荘市では事後申請
方式により実施しています

どんなことに使えるの？

市内で実施している一時保育、病後児保育（幼稚園型を除く）、ファミリー・サポート・センターの利用料、子育てに資する費用（任意予防接種費、ミルク購入費、紙おむつ購入費、離乳食等の購入費）に使えます。

[例えばこんな時に利用することができます]

- ・子どもが風邪の回復期だけど、仕事を休むことができない（病後児保育）
- ・在宅で育児しているが、たまには私もリフレッシュしたい！（一時保育・ファミリー・サポート・センター）

どこで使えるの？

次のサービスにご利用いただけます。各施設に事前に問い合わせのうえ、ご利用ください。

サービスの種類	施設名/事務局	所在地	電話番号
一時保育	市内各保育所		
病後児保育	由利本荘市子育て支援課(事務局)	由利本荘市尾崎17番地	0184-24-6320
ファミリー・サポート・センター	由利本荘市ファミリーサポートセンター	由利本荘市瓦谷地1番地(鶴舞会館内)	0184-24-3635
任意予防接種、ミルク、紙おむつ、離乳食等の購入	医療機関、店舗の指定なし		

事前の手続きは？

子育て支援課または各総合支所市民サービス課で必要書類を記入のうえ、対象世帯の認定を受けてください。（手続きの際に、お子さんを3人以上養育している公的証明書の添付が必要になる場合があります。）

使った後の手続きは？

子育て支援課または各総合支所市民サービス課で必要書類を記入のうえ、対象となるサービス利用料や購入費の領収書(レシート可)を添付し提出してください。

申請は、対象世帯の認定を受けた年度の年度末までに提出してください。

【お問合せ先】

由利本荘市 子育て支援課

〒015-8501 由利本荘市尾崎町17番地

TEL 0184-24-6319